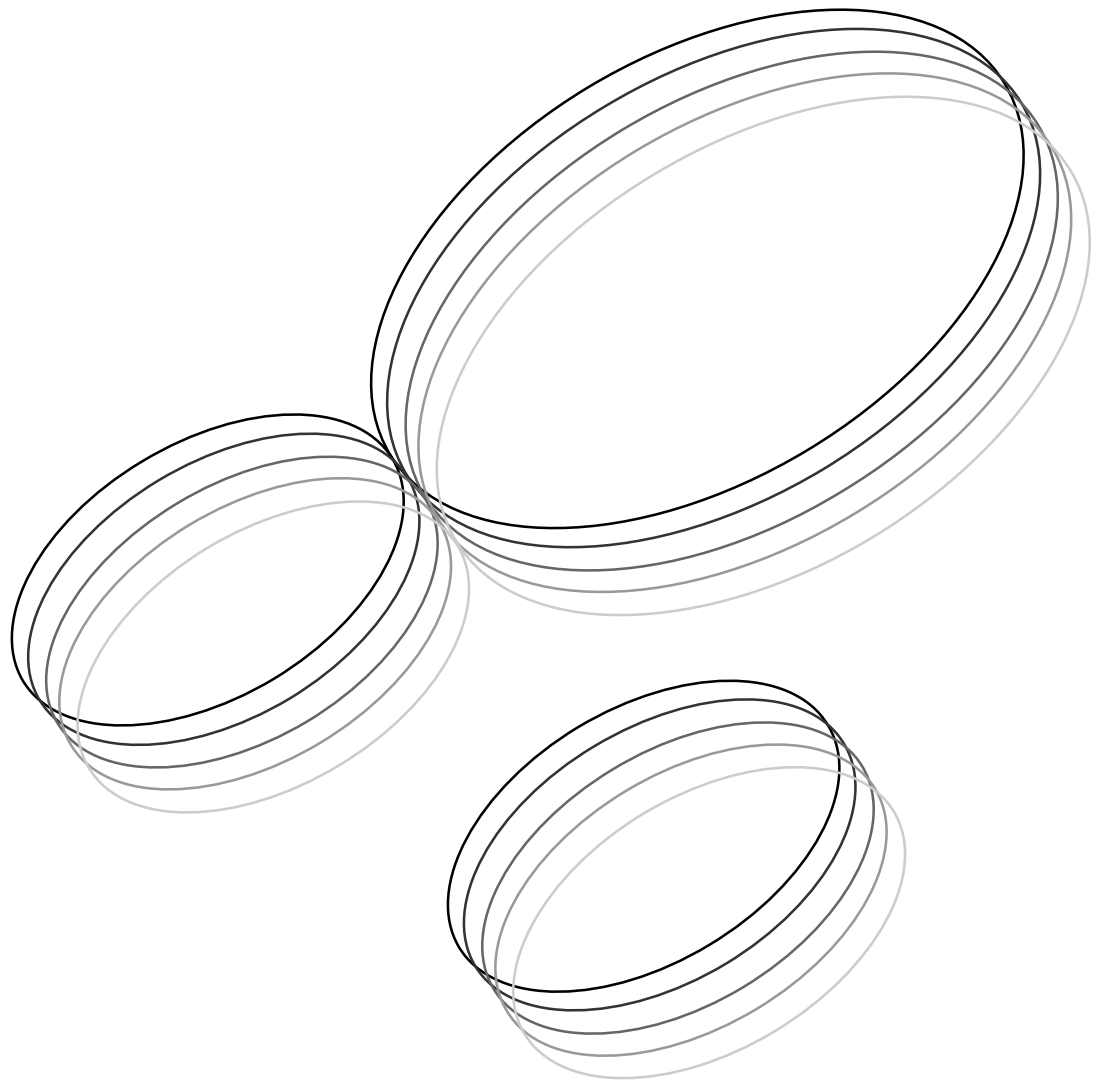


災害時要援護者の避難支援・

避難生活支援セミナー

避難支援対策に関する障害当事者からの提案



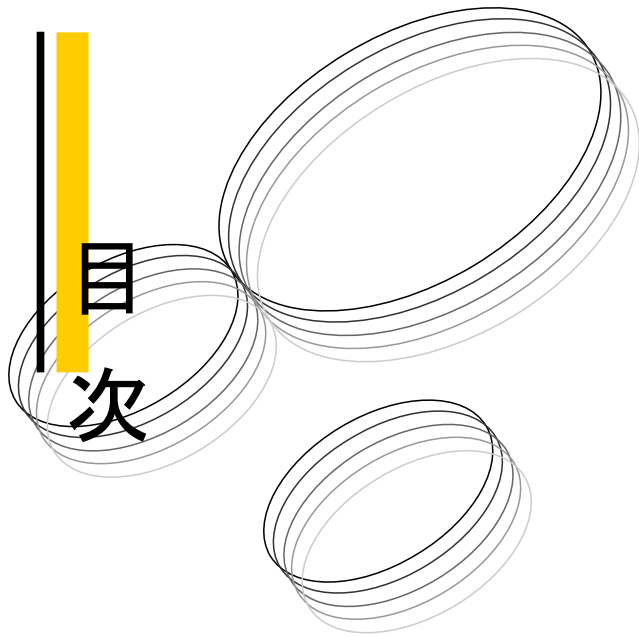
日 時 平成 19 年 12 月 11 日 (火) 13:30~16:00

会 場 愛知県社会福祉会館 3F 多目的会議室

主 催 社会福祉法人 A J U 自立の家

後 援 愛知県、名古屋市、愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会

本セミナーは名古屋市社会福祉協議会「地域福祉型福祉事業開発助成事業」の助成を受けて実施します



開催要項	1
参加者内訳	2
プログラム	3
資 料	4
1. 講演.....	4
2. 中越沖地震被災現場からの報告.....	2 3
3. 中越沖地震被災現場ヒアリング調査の報告....	2 5
4. 災害時要援護者の安否確認、避難支援、 避難生活に有用なツールの提案....	2 6

開催要項

趣 旨

本年3月の能登半島地震や、7月の新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者・障害者等が被災し、災害時要援護者対策の重要性が改めて認識されたところです。

災害時要援護者対策については、内閣府より「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）及びその手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方」（平成19年3月）等が示されました。国のレベルでも検討されているように、市町村における福祉と防災の連携が課題であり、要援護者情報の収集・共有や、避難支援プランの作成等に取り組まなければなりません。

今回のセミナーでは、内閣府の防災担当官を講師に迎え、市町村における災害時要援護者対策のポイントを整理するとともに、中越沖地震で被災した障害当事者と、福祉避難所の支援にあたった立場からのレポートを受けながら、実際の被災現場で問題になった避難支援の課題を検証します。

主 催

社会福祉法人 AJU自立の家

後 援

愛知県、名古屋市、愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会

日 時

平成19年12月11日（火） 13：30～16：00

会 場

愛知県社会福祉会館 3F多目的会議室
〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目4番7号

対象者

自治体消防・防災関係者、保健福祉関係者、社協関係者、
障害当事者団体、災害ボランティア、福祉サービス事業者
※ 参加意向があれば誰でも参加可能とする

展 示

避難所間仕切セット、ポータブルトイレ、あんぴメール、GIS（地理情報システム）を使った避難支援システム

本日の参加者

参加者内訳

議会	4
行政	31
社会福祉協議会	15
福祉施設	1
障害当事者団体	4
災害ボラ	31
大学・学生	2
その他	5
合計	93

名古屋市	21
愛知県	56
岐阜県	3
三重県	12
大阪府	1
合計	93

主催者挨拶・趣旨説明..... 13 : 30~13 : 35

わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真

講演..... 13 : 35~14 : 20

『災害時要援護者対策の進め方「防災と福祉の連携について」』

内閣府（防災担当）災害応急対策担当参事官補佐

防災情報官 諏訪 五月 氏

休憩..... 14 : 20~14 : 25

中越沖地震被災現場からの報告..... 14 : 25~15 : 05

『福祉避難所の支援を支えた動き』

社会福祉法人 長岡三古老人福祉会

特別養護老人ホーム 槇山けやき苑 事務長 富田 幸二 氏

中越沖地震被災現場ヒアリング調査の報告..... 15 : 05~15 : 30

わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真

**災害時要援護者の安否確認、避難支援、
避難生活に有用なツールの提案**..... 15 : 30~15 : 40

NPO愛知ネット 松原 優子 氏

わだちコンピュータハウス 防災企画グループ 菅沼 良平

質疑応答..... 15 : 40~15 : 55

閉会挨拶..... 15 : 55~16 : 00

わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真

講 演 13 : 35~14 : 20

『災害時要援護者対策の進め方「防災と福祉の連携について」』

内閣府（防災担当）災害応急対策担当参事官補佐

防災情報官 諏訪 五月 氏

講演

『災害時要援護者対策の進め方「防災と福祉の連携について」』

内閣府（防災担当）災害応急対策担当
参事官補佐 諏訪 五月氏 略歴

<職歴>

現職	内閣府（防災担当） 災害応急対策担当参事官補佐 防災情報官
昭和61年4月	福岡県出身、早大卒 警察庁二種採用 以後、警視庁北沢警察署主任（巡查部長） 千葉県船橋西警察署係長（警部補） 警察庁警備局係長（警部） 関東管区警察局公安部警備課情報官（警視） 石川県警察本部警備部公安課長（警視） 警察庁情報通信局及び警備局課長補佐（警視） 埼玉県警察本部警備部公安第一課長（警視） →内閣府（防災担当）防災情報官 主にサイバーテロ対策、オウム真理教対策を担当し、現在、災害時要援護者対策や事故災害対策等を担当。政府の緊急参集チームメンバー。

<趣味>

映画・音楽・絵画鑑賞、読書、パソコン、旅行、ウォーキング、テニス、サッカー

災害時要援護者対策等について

平成19年12月
内閣府災害応急対策担当
防災情報官 諏訪 五月

Out line

- 災害への備えの重要性
- 県市区町村の災害時要援護者対策
- 各種団体の災害時要援護者対策等
- 要援護者情報の収集・共有の重要性
- 避難所での支援
- 関係機関等との連携
- 今後の進め方



1 災害への備えの重要性

- 「まさか堤防が決壊するとは思っていなかった」
- 「5年前に同じくらい雨が降ったときは大丈夫だったのに・・・」
- 「50cmの津波で波にさらわれた・・・」



災害時要援護者対策とは

I 災害時要援護者とは

- 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)。

II 災害時要援護者対策の重要性

- ここ数年の風水害や豪雪においては、死者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題。

III 市町村における取組の主な手順

- ① 要援護者の特定
地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定
- ② 要援護者情報の収集・共有
市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等が要援護者に関する情報を共有
- ③ 避難支援プランの策定
一人ひとりの要援護者に対して、災害時に誰が支援してどこで避難所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」を策定

(ガイドライン)

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(改訂版)
<18年3月策定>

(ガイドラインの手引き)

災害時要援護者対策の進め方について(報告書)
<19年3月作成>

2 「災害時要援護者」について



- 高齢者
- 障害者
- 難病患者
- 傷病者
- 外国人
- 乳幼児
- 妊婦

「災害時要援護者」とは

- 高齢者～一般には、65歳以上の者を言う。65歳から74歳までの人を前期高齢者(ヤング・オールド)、75歳以上の人を後期高齢者(オールド・オールド)という。高年齢者とも。
- 障害者～身体あるいは精神に何らかの障害をもつ人。心身障害者とも。
- 難病患者～治り難い病気にかかっている人。特定疾患の患者
- 傷病者～怪我や病気にかかっている人。
- 外国人～①他国の入。外人または異国人とも。⇔内国人②日本国籍をもたない人。法律上の地位は、原則として、日本人とほとんど変わらないが、参政権や出入国などで公法上・私法上の権利を制限されている。
- 乳幼児～乳児と幼児の総称。一般に小学校入学前の子供のことを言う。
- 妊婦～妊娠している女性のことを言う。

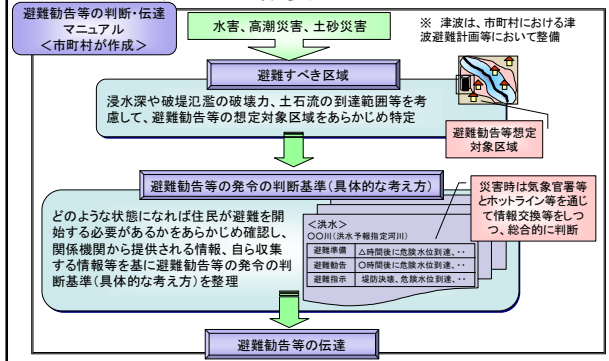
のうち、災害時に真に支援を必要としている人。

3 2つのガイドラインの作成及び要援護者支援推進会議の開催



- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(H17.3策定)
- 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(H17.3策定)
- 「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」(H17.9設置)
- 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(H18.3改訂)
- 「災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する推進会議」(H18.6.22及び8.25、11.30、H19.1.30)
- 「災害時要援護者対策の進め方について」(H19.3作成)

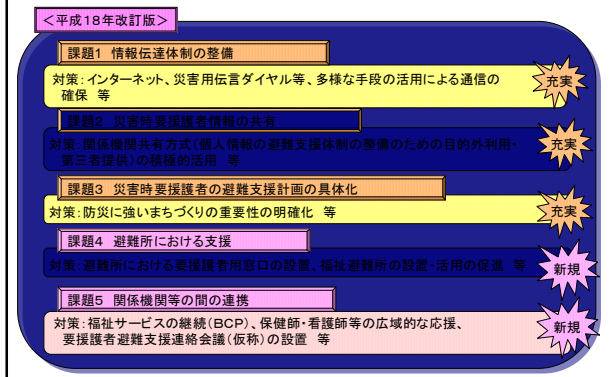
避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要



避難準備情報の創設

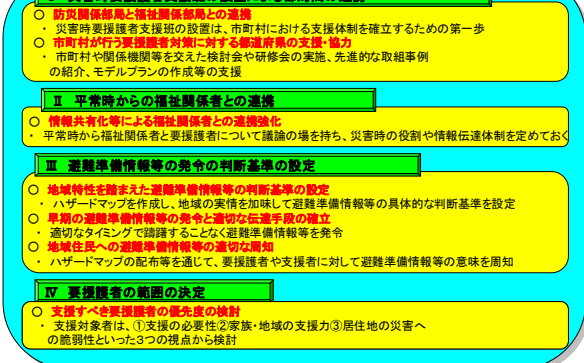
	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難)情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生、現在の切迫した状況、地域の特性(堤防の隣接地)等から、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(概要)



災害時要援護者対策の進め方について(概要)

～避難支援ガイドラインのポイントと対応方策～



V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

- 個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用
 - ・ 目的外利用、第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、関係機関等と要援護者情報を共有
- 行政内部における情報共有
 - ・ 要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう情報の管理・更新方法を検討
- 行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保
 - ・ 行政外の関係機関等に提供する際には、誓約書などにより守秘義務を確保するとともに、住所や氏名等の基本的な情報の提供にとどめる
- 要援護者情報の活用方策の検討
 - ・ 避難支援プラン作成の際、同意が得られない要援護者については、情報を行政内部のみで共有し、活用

VI 住民等と連携した地域防災力の強化

- 日常の活動を通じた地域防災力の強化
 - ・ 研修会などを通じた地域の要援護者支援に関する人材の育成
- ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化
 - ・ 地域住民も参加した要援護者マップの作成や要援護者撤去訓練の実施

VII 福祉避難所の設置・活用による支援

- 福祉避難所の設置に係る事前準備
 - ・ 平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておく
- 発災時における福祉避難所での対応
 - ・ 発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施

4 県市区町村の災害時要援護者対策

- ア 情報伝達体制の整備(山梨県・宮崎県・松本市・小松島市)
- イ 要援護者情報の共有(室蘭市・渋谷区・豊島区・杉並区・南足柄
・三条市・名古屋市・呉市・臼杵市・宮崎市)
- ウ 避難支援計画の具体化(練馬区・板橋区・見附市・南アルプス
市・笛吹市・駒ヶ根市・甲府市・堺市)
- エ 避難所における支援(横浜市・神戸市・宇部市・福岡市)
- オ 関係機関等の連携(三重県、小千谷市、大月市)
- カ 被災地の取組(下諏訪町、岡谷市、出雲市、美郷町、宮崎市、
西都市、さつま市、大口市、水俣市)

ア 情報伝達体制の整備

- 山梨県
- 宮崎県
- 長野県松本市
- 徳島県小松島市

山梨県

- 平成16年11月に福祉関係部局や防災関係部局等の県庁内関係部局、福祉関係者、市関係部局等からなる検討会議を立ち上げ、平成17年4月に「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」を策定した。マニュアルの普及に関し、防災関係部局と福祉関係部局との間の連携強化に努め、要援護者対策に取り組んでいる。
- ハイリスク者の1人ひとりの個別支援計画策定を目的に南部地区で地域住民とともに難病患者の搬送訓練を実施し、準備すべき医療器具や薬、被災後の物品の供給ルート、安全な搬送方法、支援者の確認等を行い、課題等を抽出した。

宮崎県

- 平成17年の台風14号の教訓を生かし、官民が熱心に防災対策、とりわけ要援護者対策に取り組んでおり、平成18年7月豪雨では、要援護者の犠牲を防ぐため、宮崎市、えびの市、西都市などで早めの避難準備情報を発令している。

長野県松本市

- 平成17年度より、福祉関係部局と防災関係部局との連携による要援護者支援に係る会議を実施(平成17年度から4回実施)している。
- 市内の各地区別に策定した地域福祉計画の推進の一環としてモデル地区を選定し、要援護者情報の把握、避難所支援等をまとめた「災害時要援護者支援プラン」の策定を予定している。それに伴い、モデル地区を担当する職員(出張所公民館、防災課、福祉課、保健師等)がプロジェクトチームを編成し、地域支援を行うこととしている。
- 市内では、昭和57年から自主防災組織が作られており、すでに組織は339町会(73%)で結成されている。

徳島県小松島市

- 防災関係部局、消防関係部局、福祉関係部局、大学、自主防災組織、福祉団体等を含めた要援護者支援対策検討会を設置し、要援護者情報の収集・共有方法や福祉避難所の設置・活用等について検討を行っている。

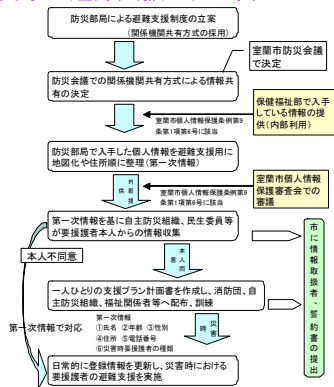
イ 要援護者情報の共有

- 北海道室蘭市
- 東京都渋谷区
- 東京都豊島区
- 東京都杉並区
- 神奈川県南足柄市
- 新潟県三条市
- 愛知県名古屋市長
- 広島県呉市長
- 大分県臼杵市長
- 宮崎県宮崎市

北海道室蘭市

- 北海道室蘭市では、現行の地域防災計画見直しの際に、要援護者の避難体制の迅速かつ的確な整備を図るため、関係機関共有方式による共有を進めることを室蘭市防災会議で決定した。
- 保健福祉部が保有する個人情報の防災部局への提供については、室蘭市個人情報保護条例の「実施機関が当該実施機関の所管する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合において、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき」に提供が可能である規定を利用した。
- また、要援護者情報の外部提供については、個人情報保護条例の「審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき」に外部提供が可能である規定を利用し、平成18年10月に個人情報保護審査会に諮問して承を得た。

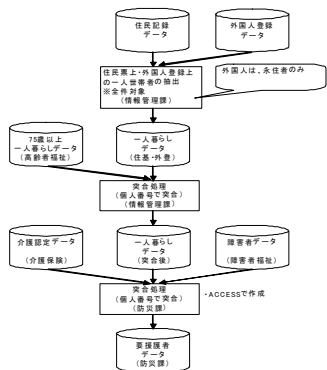
室蘭市の避難支援プラン策定のイメージ



東京都渋谷区

- 東京都渋谷区では、要援護者情報を防災関係機関等が共有し、災害時要援護者対策を強化するため、平成18年12月議会に向けて、「渋谷区震災対策総合条例」を改正し、主に福祉関係部局が保有する要援護者情報を防災関係部局で活用することや自主防災組織等への外部提供を認める規定を新たに設け、区議会で改正案が承認された。
- ガイドラインでは、個人情報保護審査会への諮問を経ることにより、要援護者情報の外部提供は可能であると解釈されるが、渋谷区では、審査会への諮問よりも区民の代表である議会の場で審議される条例に明文規定を置くことにより、情報共有等に関する根拠を明確にするほうが適当であると考えた。

災害時要援護者対象者抽出フロー（渋谷区）



東京都豊島区

- 防災課職員が、保健福祉部各課で保有する障害者等の個人情報を平常時及び災害時に活用することにより救援救護体制の整備を図ることを目的とした「要援護者に係る個人情報の目的外利用」、「要援護者にかかる個人情報の電算処理」について、個人情報保護審査会に諮問して承を得た。
- 要援護者情報の管理にあたっては、防災課の担当者のみ閲覧することが出来るよう、コンピュータに指紋認証・暗号によるセキュリティをかけている。

東京都杉並区

- 登録を希望する災害時要援護者の所在情報等について、民生委員や警察署、消防署と共有する「災害時地域のたすけあいネットワーク」と称する制度を構築しており、災害時に地域団体と共同で安否確認等を行うこととしている。

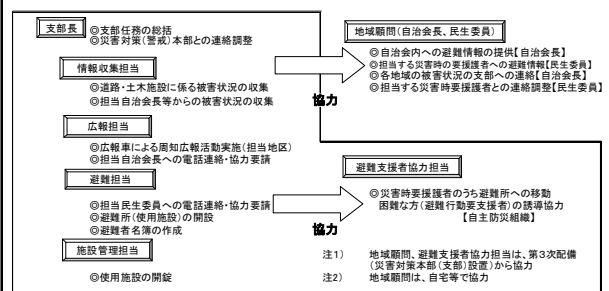
神奈川県南足柄市

- 同意方式で、災害時要援護者名簿を作成し、自主防災組織、民生委員などに提供。記載情報は、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、健康状態、主治医、緊急連絡先など。自主防災組織には、取扱マニュアルを配布し、個人情報情報の取り扱いに配慮している。

新潟県三条市

- 市の保有情報をもとに「災害時要援護者名簿(原案)」を作成後、高齢者等に対しては民生委員による同意確認作業を実施するとともに、障害者に対しては市から直接郵送により同意確認を実施して要援護者名簿を作成した。登録した要援護者情報は、民生委員用、自治会・自主防災組織用の2種類の名簿に整理している。
- 情報伝達・情報収集の拠点として、自治会長、民生委員を地域顧問に選任した「災害対策(警戒)支部」を新設した。

災害対策(警戒)支部(三条市)



☆旧三条市地域の「災害対策(警戒)支部」の担当地域については、自治会長協議会における地区割りにより準拠(ただし、「上保内」「下保内」「みずほ」地区については、地理的要因から、「非業支部」の担当地区とする)

愛知県名古屋市

- 警戒宣言発令時、地震(震度5以上)発生時、避難勧告発令時のみ要援護者情報の共有が可能なシステムを設置しており、民生委員等の安否確認情報をもとに、未確認者を特定し安否確認を行う。
- 社会福祉施設・事業者向け防災研修会を実施している。

広島県呉市

- 「災害時要援護者支援台帳」の作成にあたり、保健福祉部が把握している「介護認定情報」や「身体障害者情報」等の情報を使用するため、個人情報保護条例の例外使用の決裁を得ている。

大分県臼杵市

- モデル地区において、地区の全住民に「防災カード」を配布し、区長、副区長、自主防災組織等が中心となって、要援護者と避難支援者の登録を行っている。

宮崎県宮崎市

- 消防局、福祉関係部局等の間における関係機関共有方式を活用した平常時からの情報共有について検討を進めており、平成18年2月に、宮崎市個人情報審査会に対し、要援護者情報の収集、共有、提供についての諮問を行った。

ウ 避難支援計画の具体化

- 東京都練馬区
- 東京都板橋区
- 新潟県見附市
- 山梨県南アルプス市
- 山梨県笛吹市
- 長野県駒ヶ根市
- 山梨県甲府市
- 大阪府堺市

東京都練馬区

- 防災のまちづくりとして、区立103の小中学校ごとに組織された地域住民による避難拠点運営連絡会の活動が活発である。各拠点の活動は、町会自治会組織・防災会との連携に重点を置いたり、教育機関と連携した訓練を行い、小中学生と両親に向けた防災教育の機会とする等、特色のある活動となっている。
- 平成18年には、聴覚障害者を対象とした災害時の情報伝達訓練を実施した。また、平成19年には、透析患者避難時の搬送訓練を計画している。

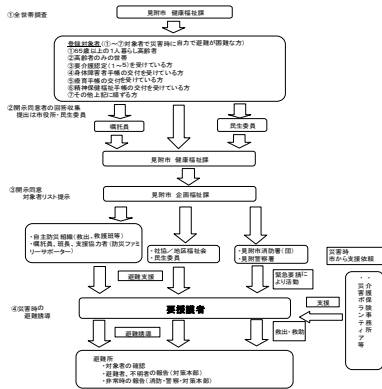
東京都板橋区

- 災害時要援護者支援に係る事例の紹介や、要援護者への支援体制等に関する研修会等を活発に実施している。
- 昨年10月15日には、都内自治体初の要援護者支援のための総合的な防災訓練を実施し、住民防災組織メンバーによる要援護者の救出訓練、個人タクシー協同組合による二次避難所への移送訓練などを行っている。

新潟県見附市

- 平成17年度より、要援護者情報の登録について市内全域に通知を送付し、平成18年4月から市全体において、「防災ファミリーサポート制度」を運用している。避難支援についても自主防災組織(町内会)等が中心となって体制を整備している。
- 平成18年6月には、市の防災訓練の一部として、地区の個別計画等をもとにした要援護者の救助や避難支援等の訓練を実施した。この防災訓練には、医師会やデイサービスセンター等の福祉関係者も参加した。

見附市防災ファミリーサポート制度の概要



山梨県南アルプス市

- 山梨県が策定している「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」に沿って、市独自のマニュアルを作成。作成に当たっては、いわゆる災害時要援護者支援班(福祉5名、防災1名、社会福祉協議会1名で構成)を設置している。
- 平成17年には、モデル地区において自主防災会による防災訓練に併せて、要援護者の避難誘導訓練及び福祉避難所の開設と健康チェックを実施している。また、平成18年には、5地区において要援護者支援を目的とした防災訓練が実施され、寝たきりの方の車椅子への移乗、要援護者の聞き取り調査等の実技演習などが行われた。

山梨県笛吹市

- 昨年10月23日に山梨県と合同で防災訓練を実施し、要援護者対策に関して武道館で福祉避難所の設置訓練を実施した。社会福祉協議会150人のほか、県内外ボランティア、老人クラブ、身障者、精神障害者、知的障害者、保健師、社会福祉士などが参加。
- 地域のコミュニティが発達しており、132行政区の区長が中心となっている。また、自主防災組織の役員に消防団のリーダーがなっている。さらに地域防災会議に社会福祉協議会の職員が必ず1名は入っており、防災と福祉の連携を図っている。
- 福祉避難所の設置に係る協定等を市内7箇所(平屋建てで座付きなど)で締結しており、食糧・おむつ・トイレなどの備蓄計画がある。

長野県駒ヶ根市

- 県では平成17年度より、要援護者と避難支援者の位置情報を記した「災害時住民支えあいマップ」の作成を呼び掛けており、駒ヶ根市においても、平成17年9月より県・市・社会福祉協議会によるマップづくりプロジェクトを立ち上げ、モデル地区において「災害時住民支えあいマップ」及び要援護者の個別避難計画(個別台帳)を作成した。
- デイサービスを行っている施設や老人福祉センターなど、災害時に要援護者を収容できるような施設を優先的に確保して、要援護者の避難に役立てるよう地域防災計画の中で定めている。

山梨県甲府市

- 申請書により災害時要援護者及び地域住民の援護(支援員)の登録を行っている。支援員については、日頃からつきあいのある近隣住民が望ましいため、原則、要援護者自ら設定(3名を設定)するものとしている。登録された情報は、自治会の自主防災組織等に提供し、地域の自主防災活動に活用している。
- 防災情報の伝達・収集、避難所運営、救護所運営、災害時要援護者の対策等について図上訓練を実施。

大阪府堺市

- 障害当事者の意見を取り入れて、日頃からの災害に備えるための心構えなどを盛り込み、イラストを多用するなど一般の人にもわかりやすい「災害時要援護者の支援マニュアル」(「安心の第一歩」)を策定している。【堺市のホームページにも掲載】

エ 避難所における支援

- 神奈川県横浜市
- 兵庫県神戸市
- 山口県宇部市
- 福岡県福岡市

神奈川県横浜市

- 災害時、市内の福祉施設を在宅要援護者のための特別避難場所として使用できるように、区と福祉施設が協定を締結している。福祉避難所としての運営は発災後7日間としており、各施設では災害に備え、特別避難場所開設マニュアルの作成等を行うこととしている。

兵庫県神戸市

- 災害発生後に保健福祉部内に各班から編成された要援護者支援本部を設置し、本部総括班内に「要援護者支援チーム」を編成し、要援護者に対する関係者との連絡・調整及び支援策の企画・立案を行う。
- 自治会、婦人会等さまざまな地域コミュニティや事業者がともに活動する防災福祉コミュニティでは、日常的な地域活動や防災訓練を通じて交流を促進している。
- モデル地区を設定し、GIS(地図情報システム)を活用した災害時要援護者情報の把握などを行っている。

山口県宇部市

- 災害時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者を受入れる「福祉避難所」を開設するため、市内の特別養護老人ホームや障害者入所施設を運営する全10法人(14施設)と、「災害時の福祉避難所の運営に関する協定」を締結した。

福岡県福岡市

- 平成17年3月の福岡県西方沖地震発生時に、避難所生活における高齢者のニーズを調査し、高齢者を特別養護老人ホームに移動させた。
- 避難が長引いたため、災害救助法の適用を受け、ホテルや旅館を要援護者等の避難所として活用した。

オ 関係機関等の連携

- 三重県
- 新潟県小千谷市
- 山梨県大月市

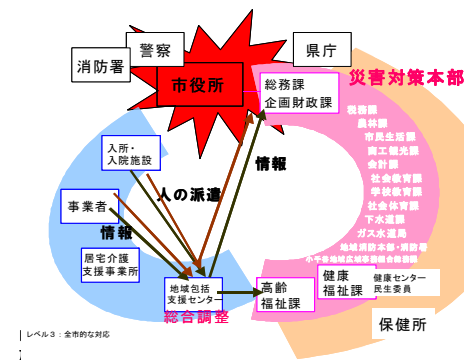
三重県

- 平成17年度NPOからの協働事業提案募集で採択された「災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発事業」を患者・家族、医療機関、医薬品メーカー等の関係団体が検討会に参加するなどして実施。
- 平成18年度は、1型糖尿病患者自身が災害時に行動するための指針となる「自分マニュアル(災害時の心得帳)」等を作成し、地域住民の参加による現場訓練や全国シンポジウム(内閣府後援)等の啓発事業を展開。

新潟県小千谷市

- 平成16年10月の新潟県中越地震発生時に、高齢福祉・介護保険に関する対応として、福祉・介護関係者と連携しながら、①安否確認・継続的な声かけ、②緊急入所・受入可能施設の把握・調整、③介護保険制度関係業務の継続、④福祉避難所等への避難の斡旋、⑤対応の統一・方向性の確認と各種問合せ対応を実施した。
- 福祉関係者と連携しながら、福祉避難所等への避難の斡旋を実施した。
- 地域包括支援センターでは、平成18年に「高齢者の安全・安心を守るための危機対策マニュアル」を策定し、同センターを拠点とした危機対応(災害のほか、事故、食中毒等も想定)のための体制を構築し、高齢者の安全を確保することとしている。

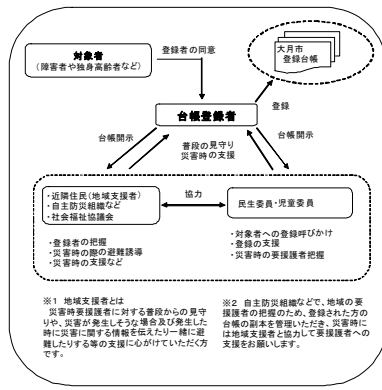
小千谷市の高齢者危機対応の体制(レベル3:全市的な対応(台風等))



山梨県大月市

- ボランティア連絡協議会や民生委員、消防団、区長、ボランティアなどにおいて、組単位の防災マップの作成に関する学習・講習会を2~3回開いている。また、社会福祉協議会が中心となって、災害時要援護者の居住地などを仮定して防災マップを作成するような取組も実施している。
- 平成17年10月より災害時要援護者登録制度を開始し、登録者には、個人情報開示についての同意と申請書の提出を求めている。災害時要援護者台帳を地区の関係組織に情報提供することとしている。

大月市災害時要援護者登録制度 フローチャート



カ 被災地の取組(平成18年7月豪雨を中心に)

- 長野県下諏訪町
- 長野県岡谷市
- 島根県出雲市
- 島根県美郷町
- 宮崎県宮崎市
- 宮崎県西都市
- 鹿児島県さつま市
- 鹿児島県大口市
- 熊本県水俣市

長野県下諏訪町

- 平成18年7月豪雨では、15日から21日までの総雨量が月降水量平年値を上回り、町は553世帯に対し避難勧告を発令した。川が土砂の堆積で川でなくなり、国道が川になった。
- 被災者の声としては、「道路情報がなかなか正確に把握できず、職員の動きも含めてどこまでどういけるのかの対策が困難であった。また、福祉避難所が指定されていない中で、一般の避難所では無理な方の対応については、ケアマネだけでは困難。」といった意見があった。
- 防災ガイドブック<保存版>やイラストを多用したわかりやすい「障害者等防災・避難マニュアル」<行政編、支援者編、障害者・高齢者編>を作成するなどして、災害時要援護者対策への意識の高揚を図っている。
- 下諏訪町社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会と共催で住民向けのホームヘルパー3級養成講座やスキルアップ勉強会を開催しており、その中で防災を切り口にして要援護者の登録申請についての啓発等を実施している。

長野県岡谷市

- 平成18年7月豪雨では、15日から21日までの総雨量が月降水量平年値を上回り、市は21日195世帯に対し避難指示、662世帯に対し避難勧告を発令した。土石流により住宅が流され高齢者5名を含む8名が犠牲となった。
- 岡谷市では、過去、土石流などの経験が無く、諏訪湖からの洪水を警戒していたため、沢からの土石流は想定していなかった。また、避難勧告の経験や避難のノウハウがほとんどなかった。
- 災害時は、民生委員が避難所などを見回り、一人暮らし約1,400人の要援護者台帳を作成した。避難所では、岡谷病院、諏訪中央病院、日赤病院が巡回診察を行い、保健師は、全員泊まり込んだ。

島根県出雲市

- 平成18年7月豪雨では、避難勧告が出てから4時間後に、避難所に向かう途中で車ごと川に流され、佐田地域の住民3名(高齢者2名を含む)が死亡(19日3:00頃)。
- 7月豪雨では、避難勧告の発令が深夜となり住民への周知に課題を残したことから、台風13号(9月17日)の際には、避難準備情報を17:35に市内全域に発令し、早めの避難準備を促した。住民からは避難先についての問い合わせ等の反応があった。
- 出雲市では、7月豪雨の反省点として、避難情報の伝達のほか、風水害時に避難困難な施設が避難所に指定されているなどの課題が明らかになったことから、8月11日市防災会議を開催し、地区災害対策組織の拡充、避難場所・避難経路の総点検等の実施が確認された。

島根県美郷町

- 美郷町では、17日19:50に「土砂災害に関する警戒・避難の呼びかけ」を防災行政無線及び自治会長への連絡を通して実施した。ただ、18日20:00以降に集中豪雨となり通行止めが発生し避難するのがかえって危険な状態となったため、避難勧告は発令しなかった(町内の可住地域の多くが砂防関係指定地等となっている)。～過去に避難勧告の経験なし

宮崎県宮崎市

- 宮崎市より、避難勧告、指示の意味合いを理解してもらうのがなかなか難しいとの意見あり。市民から、「指示は会社などでしょっちゅう受けるが、勧告は受ける機会が殆どないので、勧告のほうが重いように思う」との意見を聞いたことがあるとのこと。
- 市では福祉避難所は未指定。今後、福祉施設、民間施設(ホテル。昨年の台風14号のときは川沿いのホテルに臨時に協力を得たことがある。)を2次避難所として協定を締結することを検討。

宮崎県西都市

- 西都市では、要援護者情報の登録について、当初、手上げ方式により「災害時に自力での避難が困難とされる者のうち、家族等の援護が得られない者」を対象に登録制度を設けたが、登録実績が低調(2名しか登録がなかった)。その後、登録に際して、民生委員の協力を得ることとし、民生委員が直接要援護者となりそうな者を訪問し、登録申請を指導する(実質的な)同意方式にシフトした。現在、100名超の登録あり。殆どが一人暮らしの高齢者。

鹿児島県さつま市

- さつま市では、過去に例のない急激な豪雨で、水位も一気に上昇。防災行政無線も屋外放送だと聞こえない。高齢者中心に避難の呼びかけをしても、なかなか避難してもらえない。3、4回繰り返してようやく避難してもらえるが、水位がどんどん上がり、ボートにより救助する事態に。自衛隊が救助に来ると聞いてようやく避難してもらえるケースも。
- 昭和47年の水害の経験を踏まえて2メートルかさ上げた避難所も浸かってしまい、再度避難するケースも。

鹿児島県大口市

- 大口市では、誰にぶつけていいかわからない怒りをぶつけられた保健師も多く、訪問は大変。1ヶ月たってからの訪問でもPTSDの影響か、一軒に1~2時間も掛かってしまう例も。喪失感や不安にさいなまれ眠れない人も多い。
- その他入所者は曾木小に避難。困ったのは、車いすの人とか、雨が降っていて車に連れて行くのも困難。ふとんやシーツにくるんで何回にも分けて車に運び、移送。昼時で職員が施設にいたのは幸いだった。
- 大口市では、防災行政無線も配備しておらず、避難勧告を発出したのも昨年に続いて2回しかない。

熊本県水俣市

- 水俣市では、自衛隊派遣の際、自衛隊から派遣された先遣隊が要請したほうがよいと言っているのに、まだ災害が発生しておらず、要請の要件を満たしていないと県がなかなか要請してくれない、ということがあった。(結局、知事に直接要請して要請をしてもらうことになったらしい。)
- 特に精神障害者が難しい。親が子供が障害を持っていることを知られたくない、という心情もある。特にトイレ介助1時間おきに必要。今の体制では無理
- 準備情報、勧告、指示の意味合いを市民に理解してもらうのが難しい。

5 各種団体の災害時要援護者対策等

- 早稲田商店街(早稲田いのちのまちづくり実行委員会)
- NPO法人ぴーす
- NPO法人ゆめ風基金
- 愛媛県新居浜市立川自治会
- 大分県社会福祉協議会
- 日本社会福祉士会(新潟県)
- 日本オストミー協会(新潟県支部)
- 日本精神保健福祉協会
- 福島県立双葉高校

早稲田商店街(早稲田いのちのまちづくり実行委員会)

- 平成8年8月に早稲田大学の構内を借りて行った環境イベント「エコサマーフェスティバル」をきっかけに、早稲田のまちに住むひとだけでなく、早稲田のまちに興味を持つひとたちが集い、環境(空き缶・ペットボトルのリサイクル回収事業)、防災(防災キャンプ、震災疎開パッケージ等)、教育等の分野で活動を行っている。

NPO法人ぴーす

- 堺市在住の知的障害児の母親達により運営されており、知的障害児の余暇活動支援、情報提供・相談業務、連続勉強会等のセミナー・イベント企画、障害福祉関連書籍の販売等の活動を実施している。
- 防災勉強会や「障害児の防災に関するアンケート調査」の実施、「障がい児の防災を考える1冊」の発行、シンポジウム開催、防災教育チャレンジプラン助成事業等を通して、障害児の防災についての啓発活動を実施している。

NPO法人ゆめ風基金

- ゆめ風基金では、災害後の支援は言うまでもなく、日頃より防災の取組を進めることが重要と考え、障害者市民の立場から15項目からなる「防災提言集」をとりまとめた。
- 提言に向けては、全国100の障害者団体などから災害支援のあり方について、アンケート調査を実施し、当事者の声を反映している。
- 平成18年度から全国各地で取り組まれている障害者市民防災・減災活動に助成を行う制度の運用を開始した。

愛媛県新居浜市立川自治会

- 新居浜市立川自治会では、自治会で災害時の連絡体制と災害に対する警戒対策をマニュアル化し、訓練を行っている。また、災害時に速やかに避難することをテーマとし、住民の避難に係る意識についてアンケート調査を実施する等、防災意識の啓発を行っている。
- 要援護者支援については、民生委員が高齢者宅の状況を把握しており、3段階に設定した避難基準の初期段階で親族に連絡をして迎えに来てもらい避難する等の方策をとっている。

大分県社会福祉協議会

- 100人以上の関係者の声を聞いて、災害弱者マニュアルを作成している。
- 各市町村社会福祉協議会で日常生活の中で心配な人を発見した場合に社会福祉協議会や民生委員等に連絡する「あんしん見守り隊」の登録を進めている。

日本社会福祉士会(新潟県)

- 平成16年10月の新潟県中越地震発生時に救援対策本部を立ち上げ、会員として登録している社会福祉士(会員数675名)が、募金活動、ボランティア等支援人材の調整、救援物資の集配調整、災害速報ニュースの発行等を実施した。支援活動は、2人1組、2日交代で行われ、のべ80人が参加した。
- 要援護者支援としては、在宅介護支援センター職員・介護支援専門員に対する後方支援、高齢者ニーズに対する調整と支援、高齢者に対する継続的なケアマネジメント等を実施した。

日本オストミー協会(新潟県支部)

- 平成16年10月の新潟県中越地震において、災害発生から数日後にオストメイト関係団体から、団体会員に対してストーマ用具の提供を行った。
- 提供先は団体会員者のみであり、会員以外に関しては、避難先等の情報を得ることが困難であり、ストーマ用具の提供が行えなかった。

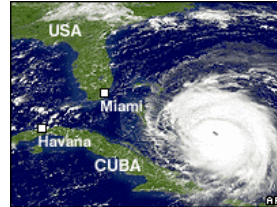
日本精神保健福祉協会

- 精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的として活動を行っている。

福島県立双葉高校

- 高校の家庭奉仕のクラブ(FHJ~1年生から3年生までの男女約700人)は要援護者宅を一軒一軒訪ねて、玄関付近などに「お元気ですか」という意味の黄色ハートマークのカードを下校途中に掛けて、翌日の登校時にそれが回転された「元気です」という意味の赤色ハートマークのカードを見て、安否確認をしており、地域コミュニティ活性化の一助となっている。
- 折りたたみ式のオリジナルの担架や「夢むすび」というおにぎりをパン生地で包んだ非常食を開発しているほか、要援護者宅に対して、給水活動などを実施している。

6 情報伝達体制の整備



- 災害時要援護者支援班の設置
- 要援護者を支援するための専用の通信手段の構築
- インターネット(電子メール、携帯メール等)、
- 災害用伝言ダイヤル「171」
- 災害用伝言板サービス(携帯電話を使用した安否確認サービス)
- 衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用し、通信の確保に努めるべき。

7 災害時要援護者情報の共有

- 要援護者情報の収集・共有方式例
- 避難支援対策と個人情報保護について
- 個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例
- 対象者の考え方(範囲)の例
- 関係機関共有方式の積極的活用
- 関係機関共有方式による情報共有の進め方例(個人情報保護審議会への諮問が必要な場合)
- 取組事例:豊島区(東京都)

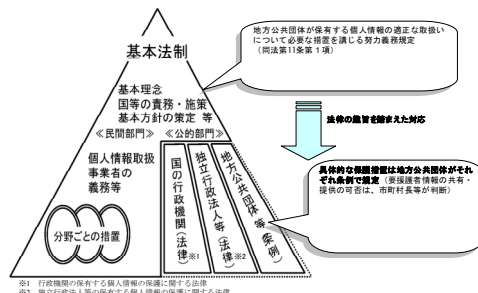
要援護者情報の収集・共有方式例

取組例	
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。
手上げ方式	自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。
関係機関共有方式(旧共有情報方式)	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。

避難支援対策と個人情報保護について

個人情報取扱事業者	国	地方公共団体
個人情報保護法		
個人情報取扱事業者 ・個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない(第23条関係)	行政機関個人情報保護法 ・行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない(第8条第1項関係)	個人情報保護条例 ・実施機関は、収集した個人情報を当該個人情報の取扱い業務の目的に即して適正に利用しなければならない等
・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等(第23条関係)	・行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき等(第8条第2項関係)	・あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いた上で必要と認められるとき ・実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき等

<参考:個人情報保護法制の体系>



個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例

- 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」等

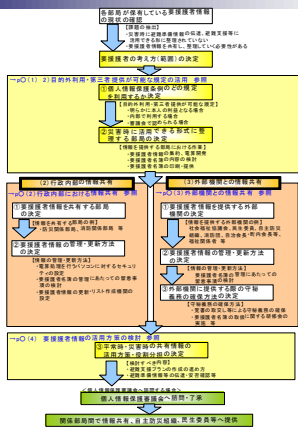
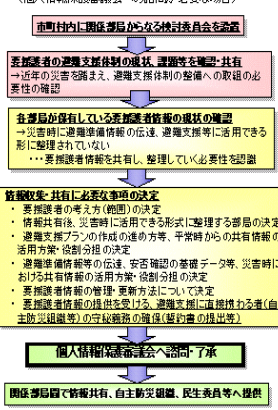
対象者の考え方(範囲)の例

- 現在の市町村の取組状況に関する次の①～③を参考に、対象者の範囲を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。
 - ① 介護保険の要介護度：要介護3(重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力できない等)以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
 - ② 障害程度：身体障害(1・2級)及び知的障害(療育手帳A等)の者を対象としている場合が多い。
 - ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

関係機関共有方式の積極的活用

- 個人情報保護法は**個人情報**を**有効に活用しながら**必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、国民一人ひとりの利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要
- 福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについて、要援護者との関係では、基本的に「**明らかに本人の利益になるとき**」である。同時に、提供される側の守秘義務の仕組みを構築しておくべき(藤原静雄筑波大学大学院教授・内閣府国民生活審議会・個人情報保護部会・部会長代理)

関係機関共有方式による情報共有の進め方例



取組事例：豊島区(東京都)

17年6月に総務部長を委員長とする検討委員会を設置。

- ・ 部局ごとに保有している要援護者情報の状況
- ・ 先進自治体や近隣自治体の取組状況
- ・ 要援護者の範囲
- ・ 要援護者情報の保有部局、活用方針
- ・ 個人情報保護審議会への諮問



等について検討。その結果、保健福祉部各課が保有する個人情報を、防災課において災害時要援護者用情報として整理し、平常時から災害時の支援や救援活動のために活用することにより、災害時の救援救護体制の整備を図ることとした。

「今回の諮問は非常に有意義」、「むしろ進みに失った感すらある」、「情報はセキュリティに配慮した上で、なるべく広く持ってほしい」(各委員からの意見)

要援護者に係る個人情報の目的外利用等について、18年1月、個人情報保護審議会に諮問し、了承。現在、保健福祉部の保有情報を防災課で整理中。完了後、再度、審議会に諮問し、保健福祉部をはじめ関係部局で共有し、要援護者の避難支援体制の整備に取り組んでいくこととしている。

○災害時要援護者情報の共有について

- 内閣府が平成18年9月に実施した個人情報保護に関する世論調査では、地方公共団体が保有する高齢者や障害者の情報を、防災や防犯のために、他の部局や自主防災・防犯組織といった関係団体と共有することを、どのように考えるかを聞いたところ、**防災、防犯のためであれば、個人情報を活用してもよいと答えた者は、実に全体の約9割**を占めていることがわかった。その他、防災、防犯のためであっても、個人情報を共有・活用しない方がよいと答えた者は、6.8%、わからないと答えた者が4.4%であった。
- こうしたことから、いざ災害の時に高齢者や障害者などの尊い命を救うために、あらかじめそれら災害時要援護者の情報を関係機関で、共有し、活用することは、世論の大半の支持を得ていると言える。したがって、市町村などの行政機関は、個人情報保護を理由として、災害時要援護者情報の共有や活用に対し、過剰反応を示すべきではなく、むしろプライバシーの保護よりも人の命の重さをもっと真剣に考えるべきである。

8 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

- **市町村の要援護者に係る全体的な考え方**
 - 対象者の考え方(範囲)、
 - 支援に係る自助・共助・公助の役割分担、
 - 支援体制(各部局、関係機関等の役割分担)等
について、地域の実情に応じ記述すること。
- **要援護者一人ひとりに対する個別計画**
 - 共有した要援護者情報を基に作成すること。
 - 要援護者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法
について確認すること。
 - 個別計画は、要援護者本人とともに、避難支援者、要援護者本人が同意した者(消防団員・警察等の救援機関、自主防災組織等)に配布すること。

避難支援プランの策定手順例

(関係機関共有方式・同意方式の場合)

- ・ 避難支援制度の立案(避難支援プランの様式、自助・共助・公助の役割分担、関係機関共有方式により共有する情報・項目の整理)
- ・ 関係機関共有方式による情報共有
- ・ 関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理
- ・ 消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会
- ・ 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、民生委員等による、要援護者本人からの情報収集(同意方式)
- ・ 一人ひとりの避難支援プランの策定・整理
- ・ 消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会
- ・ 避難支援プランの消防団、自主防災組織、福祉関係者等への配布、訓練
- ・ 以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつづ、日常的に登録情報の更新を実施する。

制度の趣旨について十分な理解が得られるように適宜、様々な関係者に対して開催

市町村の広報誌、パンフレットの配布、地元紙等のメディアの活用、回覧板等による制度の周知

情報の管理方法についても研修

避難支援プラン(要援護者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保)

避難支援プランの策定を通じた地域防災力の強化

- ① **防災に強いまちづくり**
声かけ・見守り活動など各種活動を通じて、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること。
- ② **避難支援プランについての理解促進**
福祉関係部局関係者、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組を進めること。

9 避難所における支援

①避難所における要援護者用窓口の設置

- 災害時に、要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること。
- 高齢者、障害者の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして、臨機応変に対応すること。

避難所での配慮事項(態様別の例)

高齢者	・ 排尿の回数等の状況に応じて屋内のトイレに近い場所を確保 ・ ポータルトイレ等の確保、オムツ交換部屋の設置 ・ 体調が悪くても我慢することがあるため、本人の状況をよく確認
肢体不自由者	・ 車いすや松葉づえの利用者がいる場合、必要な通路幅の確保 ・ 状況に応じてポータルトイレ等の確保
視覚障害者	・ 行政からの広報や生活に関する情報の音声放送 ・ 避難所内での移動は困難なことから、屋内トイレに近い避難スペースを設置
聴覚障害者	・ 音声放送の内容を黒板、ホワイトボード、掲示板の横造紙等に筆記 ・ 手話通訳者等の支援員には、その旨を表示するゼッケン、腕章等をつける
心臓・腎臓等内部障害者	・ 日常的に医療を受けている人について受入病院の確認や移送手段の確保 ・ 器具の消毒、器具の交換等の清潔な治療スペースの設置
難病患者	・ 食事制限(水、タンパク質、塩分、油分等)の確認 ・ 症状が急変したり、体調不良を訴える場合、医療救護所や医療機関に連絡

② 福祉避難所等の設置・活用に関する現状

- 厚労省、都道府県等から通知、研修を通じて福祉避難所等の設置・活用に関する各種取組がなされているものの、担当者間で十分に浸透していない。(県・市福祉部局担当者等)
- 「発災当初は**福祉避難所**というものがよく分からなかった。災害救助法の適用が受けられることや申請手続き等が分かっていたら、緊急入所も減ったと思う」(新潟県中越地震・市福祉部局担当者)
- 福祉避難所の適用を受けるためにはどのような設備・措置が必要であるのかが不明確(県・市福祉部局担当者等)
- 災害時要援護者が自宅からの距離、施設の状態等を踏まえつつ**自ら避難する場所**を選択できる環境にない(障害者団体等)

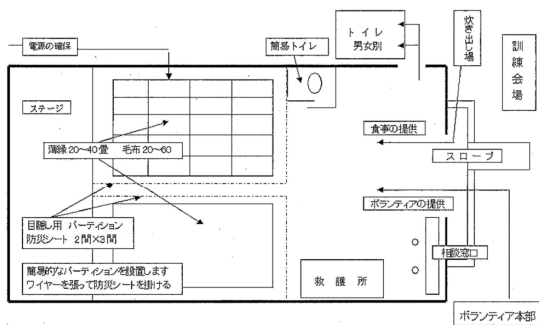


福祉避難所設置訓練の状況
(山梨県笛吹市)

※ 福祉避難所設営のメリット

- 一般の避難所では、一人当たり1日300円の経費が上限であるが、**福祉避難所を設置すると、災害救助法により、実費相当額が出る。**(災害救助法)
- 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年 3月31日厚生省告示第144号)によると、「ハ、避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗品料費、雑物の使用料金、雑物の使用料金、備上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100人1日当たり30,000円(冬季(10月から3月までの期間をいう、以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを取り除く避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な実費を加算することができること。」としている。

防災訓練における福祉避難所の設置



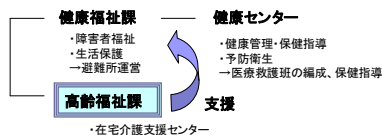
10 関係機関等との連携

- 災害時における福祉サービスの継続(BCP)
- 保健師、看護師等の広域的な応援
- 要援護者避難支援連絡会議(仮称)等を通じた緊密な連携の構築

福祉サービスの継続(BCP)

…初動時における高齢福祉・介護保険の位置付け

小千谷市で高齢福祉・介護保険制度を所管する高齢福祉課は、当初、避難所対応を担当する健康福祉課を支援



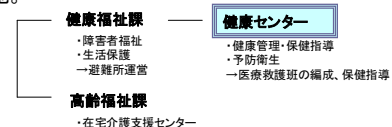
高齢福祉課職員は、発災3日間は避難所運営の支援とともに、災害対策本部から割り振られる業務、電話・窓口対応に追われ、高齢福祉・介護保険制度対応を実施することができなかった。
→ 避難所での高齢者支援を求められるようになってから実質的

な対応を開始

新潟県中越地震における保健師の広域派遣・受入

新潟県からの要望を踏まえ、厚生労働省が各都道府県等からの保健師の派遣について調整を行い、平成16年12/26までに延べ5,585人の保健師が現地において活動。

例えば小千谷市では、県外から応援に入った保健師が2人1組で10/28までですべての避難所を巡回。また、小千谷市の保健師は、健康センター(救護本部)において情報集約、派遣調整を実施。



避難所における保健師の主な活動

① 避難者の健康管理

医療の確保(救護所、巡回医療班等との連携調整)
 避難者の健康状態の把握、疾病の早期発見等
 感染症予防、健康教育 等

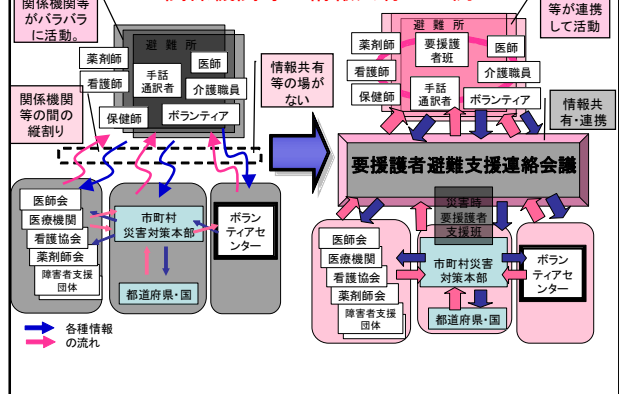
② 災害時要援護者への対応

要援護者の早期把握、処遇への十分な配慮
 必要に応じ、福祉避難所、緊急入所等への対応・調整 等

③ 環境整備・栄養対策

階段、トイレ等への手すり設置、ポータブルトイレの設置、衛生面での配慮
 安全な食事・飲料水の供給、食事制限やアレルギーのある者への配慮 等

要援護者避難支援連絡会議を通じた関係機関等の情報共有の一例

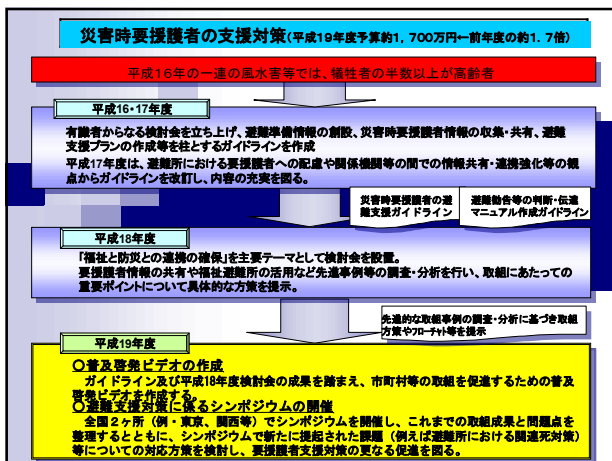


災害時要援護者避難支援に向けた具体的手順

- 1 災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局などからなる検討委員会(定期的な協議の場)などを設置する。
- 2 防災関係部局と福祉関係部局で災害時要援護者の避難体制の現状、課題等を確認して、それぞれ共有する。
- 3 行政内部で関係部局が保有している要援護者情報に関し、どこにどんな情報があるかなどを把握する。
- 4 平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「要援護者支援班」などを設置する。
- 5 避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定める。
- 6 平常時からの要援護者情報の収集・共有の方法として、どのような方式で行うか決める。
- 7 防災関係部局と福祉関係部局など行政内部で情報共有のため災害時要援護者のリストを作成する。
- 8 災害時要援護者のリストは、民生委員、消防団、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係機関と情報を共有する。
- 9 災害時要援護者のリストを基にして、一人ひとりの避難支援プランを策定する。
- 10 避難支援プラン等を参考にして、防災関係部局と福祉関係部局とが協力して災害時要援護者を交えた訓練を実施する。

【要援護者が必要とするもののリスト(例)】

- 食糧(高齢者、障害者等への柔らかい食事、温かい食事、おかゆ、乳幼児への粉ミルク、離乳食、缶詰、レトルト食品)、水、浄水器、ポット、哺乳びん、カセットボンベ、カセットコンロ
- テント、簡易ベッド、介護用ベッド、毛布、タオルケット、マット
- 簡易トイレ(障害者に利用しやすいもの。洋式のものが望ましい)、障害者用携帯トイレ
- 高齢者、障害者用の車いす、電動車いす
- 緊急連絡カード、白杖、点字盤、老眼鏡、補聴具、非常ベル、ペンライト、懐中電灯
- 真仕切用資材、カーペット
- テレビ(文字放送付き)、ラジオ(見えるラジオ)、ファックス、パソコン、携帯電話、洗濯機、掃除機などの電化製品、暖房器具、予備用電池、絵本、おもちゃ
- 毛布、下着類、タオルなどの生活用品
- 医薬品等: ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、潰瘍性大腸炎・クローン病の成分栄養剤、糖尿病のストロイド系薬品、糖尿病のインシュリン、抗パーキンソン病、拡張型心筋症の利尿剤、重症筋無力症の抗アセチルコリンエステラーゼ剤や免疫抑制剤、血漿交換用の副腎皮質ホルモン剤、圧縮機能者への小型酸素ボンベ、酸素濃縮器、酸素充填、スベアポンプ、吸引器、加温器、吸引カテーテル、滅菌水、消毒薬、滅菌手袋、注射器50ml、人工鼻、衛生材料、延長チューブ、蒸留水、カヌラ
- 人工透析を実施するための大量の水、透析液などの医薬品、人工腎臓装置(ダイヤライザー)を稼働させるための電力、透析従事職員(医師、看護師、臨床工学士(透析技術認定士)、臨床検査技師、栄養士など)の確保
- 衛生用品(紙おむつ、タオル、おしりふき、ティッシュ)、着替え、下着
- 発電機
- アンビューバック(手動式人工呼吸器)



おわりに

高齢化が否応なく進む中において、災害の犠牲者の過半数は高齢者、障害者等の災害時要援護者

災害時要援護者の犠牲を減らすためには、避難支援体制の構築へ向けて挑戦(Challenge)し続ける熱意が重要

キーワード: 「情報共有」と「連携」

中越沖地震被災現場からの報告 14 : 25~15 : 05

『福祉避難所の支援を支えた動き』

社会福祉法人 長岡三古老人福祉会

特別養護老人ホーム 榎山けやき苑 事務長 富田幸二 氏

被災現場からの報告
「福祉避難所の支援を支えた動き」

講師 特別養護老人ホーム榎山けやき苑
富田 幸二氏 略歴

<資格>

- ・ 社会福祉士
- ・ 介護支援専門員

<職歴>

平成7年	社会福祉法人下田村社会福祉協議会 就職 在宅介護支援センター ソーシャルワーカー
平成13年	社会福祉法人長岡三古老人福祉会 就職 法人内特別養護老人ホーム、グループホーム、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所にて生活相談員や介護支援専門員にて勤務
現職	社会福祉法人長岡三古老人福祉会 特別養護老人ホーム榎山けやき苑・事務長

<震災支援>

平成16年7月13日	新潟県中越集中豪雨に伴い社会福祉法人長岡三古老人福祉会として組織的に被災者支援活動にあたる。 ・ 法人施設緊急受入窓口担当 <法人として> ・ 要援護者緊急受入実施(実人数50人以上) ・ 入浴設備開放(送迎バス運行)
平成16年10月23日	新潟県中越地震に伴い社会福祉法人長岡三古老人福祉会として組織的に被災者支援活動にあたる。 ・ 法人施設緊急受入窓口担当。対外窓口担当 (県内外の介護支援者受入等) <法人として> ・ 要援護者緊急受入(実人数295人) ・ 入浴設備開放(送迎バス運行)(約11,000人利用) ・ 入浴設備故障の施設の入居者へ設備開放 ・ 山古志村住民への食事サービス提供 (1日3食 2,399食) 等
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震においては、社団法人新潟県老人福祉施設協議会の会員法人職員として、福祉避難所コーディネーターを担当する。

中越沖地震被災現場ヒアリング調査の報告 15 : 05~15 : 30

わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真

災害時要援護者の安否確認、避難支援、
避難生活に有用なツールの提案…………… 15 : 30～15 : 40

NPO愛知ネット 松原 優子 氏

わだちコンピュータハウス 防災企画グループ 菅沼 良平

1. 避難所間仕切セット

避難所間仕切りセットのご提案（2008年版）参照

<http://www.aju-cil.com/wadachi/majikiri.php>

2. ポータブルトイレ「ユニットイレ・安心」



3. GI ベッド



4. 嘔吐物緊急凝固剤「ゲロポン」



5. GIS（地理情報システム）を使った避難支援システム（別紙資料 参照）

MEMO